

二以上の事業者による産業廃棄物の一体的処理の認定に係る添付書類

- 申請の際には、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る申請書のほかに下記の書類を番号の順番通りに添付し、紙製のフラットファイルに綴じて用意してください。
- お持ちいただく書類は正本1部、副本2部（申請者控え及び市町村送付用）です。ただし、施設所在地が2市町村以上の場合には、副本の必要部数が異なりますので、事前に廃棄物対策課までご確認ください。
- 新規に認定を受ける際には、下記の1番から32番までの書類を提出してください。変更認定の申請については □ 囲みの番号の書類のみご用意ください。
- 変更認定を伴わない軽微な変更の届出は、変更の事実があった日から10日以内（ただし、法人で、履歴事項全部証明書書の添付を要する場合には、30日以内）に提出していただく必要があります。また、変更の届出書類は認定内容の変更がある時に提出すればよいものではありませんので、変更があった場合にはその都度、変更届出を廃棄物規制課宛（〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6）に郵送あるいは持参願います。
- 認定制度の概要や、申請までの流れについては、「二以上の事業者による産業廃棄物の一体的処理の特例について」を併せてご覧ください。

申請書類及び添付書類		留意事項
1	二以上の事業者による産業廃棄物処理の特例認定申請書（第1面）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左上に様式第五号の二と記載があるものです（変更とは様式が異なります。）。 ・ 認定を受ける全ての申請者の名称、住所及び代表者氏名を記入してください。 ・ 名称については履歴事項全部証明書のとおり記入してください。 ・ 申請に係る収集運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類を記入してください。なお、（ ）書きで限定が付く品目がありますので明記をお願いします。限定の内容については以下のとおりです。 自動車等破砕物…「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」が該当 石綿含有産業廃棄物…「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「かれき類」が該当 水銀使用製品産業廃棄物…「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」が該当 水銀含有ばいじん等…「燃え殻」「汚泥」「廃酸」「廃アルカリ」「鉱さい」「ばいじん」が該当 ・ 収集運搬又は処分の範囲には、積み替え保管の有無取り扱う産業廃棄物の種類ごとの処分方法を記入してください。 ・ 認定に係る一体的処理を行う区域を記入してください。 また、他の都道府県知事等に跨って認定を受ける場合はその申請状況等についても併せて記入してください。
2	二以上の事業者による産業廃棄物処理の特例認定申請書（第2面）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受ける者のうち、統括管理を行う立場にある事業者、及び収集運搬又は処分を行う事業者の名称及び住所、地番をそれぞれ記入してください。 ・ 法人の名称及び住所、地番については、履歴事項全部証明書のとおり記入してください。また、申請者の名称にはふりがなを振ってください。 ・ 収集運搬又は処分を行う事業者については、当該事業を行うために用いる全ての施設情報を記入してください。 ・ 統括管理を行う立場にある事業者が保有する議決権保有割合のほか、役員の派遣情報等各事項について記入してください。 ・ 外国人の方で通称名がある場合は、本名と通称名を併記してください。 ・ 統括管理を行う立場にある事業者の議決権割合が100%でない場合、申請者の一体的経営の基準を証明する書類（27番）が必要となります

<p>③</p>	<p>二以上の事業者による産業廃棄物処理の特例認定申請書（第3面）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受ける事業者のうち、統括管理を行う立場にない事業者役員氏名等各情報について記入してください。 ・ 発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（以下「100分の5以上の株主又は出資者」という。）については、統括管理を行う立場にある事業者の株式について記入してください。 ・ 割合については、保有する株式の数又は出資の金額を発行済株式の総数又は出資の額で割った値を百分率（例：30%）で記入してください。 ・ 100分の5未満の場合には記入する必要はありません。 ・ 令第6条の10に規定する使用人については該当する場合のみ記入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【令第6条の10に規定する使用人とは】</p> <p>申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用人がある場合には、使用人であることが分かる書類（使用人の権限を有していることを証する書類及び使用人が支店の代表者等であることが分かる組織図等）を併せて提出してください。
<p>④</p>	<p>申請者の定款（又は寄附行為）の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受ける全ての事業者ごとに添付して下さい。 ・ 現在有効な定款の写しを添付してください。 ・ 申請者のうち、収集運搬又は処分を行う者の事業目的に産業廃棄物の処理を行う旨の記載があるものに限りませう。 <li style="padding-left: 20px;">例：「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処理業」等 ・ 定款の商号、目的及び事業年度が履歴事項全部証明書や決算報告書と一致しない場合には、それらを変更した時の議事録を併せて添付してください。
<p>⑤</p>	<p>申請者の登記事項証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受ける全ての事業者ごとに添付して下さい。 ・ 発行の日から3ヶ月以内の原本に限りませう。 ・ 現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を添付してください。 ・ 提出される証明書については、申請者のうち、収集運搬又は処分を行う者の事業目的に産業廃棄物の処理を行う旨の記載があるものに限りませう。 <li style="padding-left: 20px;">例：「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処理業」 ・ 目的の記載がない場合、法務局にて登記手続きの後、再度提出してください。 ・ 取得方法等については、各地方方法務局にお問い合わせください。
<p>⑥</p>	<p>住民票</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受ける事業者全ての役員（監査役を含む）について添付願ひませう。 ・ 最新の本籍地・住所が記載されているものの原本に限りませう。住民票の取得時には本籍・国籍を省略しないよう注意願ひませう。 ・ 100分の5以上の株主又は出資者（統括管理を行う立場にある事業者のみ）及び政令で定める使用人がいる場合は、それらのものについても添付してください。

7	株主・出資者である法人の登記事項証明書 (<u>統括管理を行う立場にある事業者のみ</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理を行う立場にある事業者の発行済株式の100分の5以上の株主又は出資者が法人である場合に添付してください。 ・ 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 ・ 現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を添付してください。 ・ 自社が発行済株式総数の100分の5以上の株式を有している場合は、5と重複するため、改めて添付する必要はありません。 ・ 自社の持株会にて100分の5以上の株式を保有している場合には、持株会規約の添付をお願いします。
8	成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受ける事業者全ての役員（監査役を含む）について添付願います。 ・ 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 ・ 100分の5以上の株主又は出資者（統括管理を行う立場にある事業者のみ）及び政令で定める使用人がいる場合は、それらのものについても添付してください。 ・ 氏名、生年月日及び住所の記載は 必須ですが、本籍の記載は省略いただいて差し支えありません。 ・ 「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」ことについて、証明を受けてください。 ・ その他、取得方法等については各地方方法務局にお問い合わせください。
	事業計画概要書	
9	1. 事業の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする理由、事業の概要等を記入してください。 ・ 処理業の許可の取得状況や登記事項証明書の事業目的と整合性が取れるように記入してください。
10	2. 収集運搬する廃棄物の種類及び運搬量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする全ての産業廃棄物について、種類ごとに記入してください。 ・ 記載する申請品目の内容については申請書（第1面）と、運搬量については、運搬施設の能力とそれぞれ整合性を取ってください。 ・ 当該認定に係る産業廃棄物の排出事業者、収集運搬又は処分を行う者について住所、地番等を記入してください ・ 排出事業者の所在地が茨城県外であるが、排出事業場が茨城県内になる場合には、その旨を所在地の後に明記してください。 例：〇〇建設 千葉県〇〇市〇〇1-2（茨城県内の建設解体現場） ・ 排出事業場及び運搬先処分場の所在地のどちらかが茨城県外の場合、申請書第2面の許可の状況に当該自治体の許可の取得状況（あるいは許可申請予定）を記入してください。 ・ 「石綿含有産業廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を含む産業廃棄物については、当該産業廃棄物が処分できる処分場を記入してください。廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）のように二行に分けて処分先を記入していただいても構いません。 ・ 産業廃棄物のうち「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残渣」「動物系固形不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」については、特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物となりますので該当するかどうか確認のうえ申請してください。 ・ 産業廃棄物の処理が当該認定で完結しない場合、搬入先として産業廃棄物の処分業者を記入してください。記入された処分業者が当該品目処分許可を有していない場合、搬入先として適切ではないとして事業計画の変更を求めますので、搬入先の許可状況については事前に業者に確認する等の精査をお願いします。

11	3. 処理施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両の一覧は、自動車検査証に記載された内容を記入してください。 水密仕様ダンプ車や荷台の開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が飛散流出しない構造を備えた車両の場合には、車体の形状の部分に（ ）書きでその旨記入してください。 例) ダンプ（水密仕様）、脱着装置付コンテナ専用車（パッキン付き） 運搬船舶の一覧は、船舶国籍証書及び船舶検査証明書に記載された内容を記入してください。 既に他の処理業者が登録している車両・船舶を重複登録することはできません。 運搬容器の用途の欄には、運搬する産業廃棄物の種類を記載してください。 泥状、液状の廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等）に関しては、収集運搬に適した車両（タンク車等の特殊車両）又は容器（蓋付きのドラム缶等）を用意してください。 運搬容器として開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が飛散流出しない構造を備えたコンテナを用いる場合、構造の欄に（ ）書きでその旨記入してください。 例) コンテナ 鉄製（パッキン付き） 悪臭の恐れがある廃棄物（汚泥、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等）に関しては、収集運搬に適した車両（清掃車等の特殊車両）又は容器等（蓋付きのドラム缶等）を用意してください。 処理施設設置許可証、処理施設設置許可申請書の内容を参考に記入願います。なお、設置年月日については、使用前検査完了通知書の通知日を記入願います。 処理施設が複数ある場合には、施設ごとに分けて記入願います。 積替え保管施設の許可を得ている場合は当該施設の概要（保管上限等）を記載するほか、設置許可証、使用前検査完了通知等の写しを添付してください。
12	4. 収集運搬又は処分の具体的な計画	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の運搬方法及び処理施設ごとの処分方法、各処理業務を行う時間、従業員の内訳について記載してください。（全ての申請品目について記載をお願いします。） 運搬車両、船舶等の種類ごとに運搬する産業廃棄物を記載してください 例) 清掃車と脱着装置付きコンテナ専用車を有する事業者の場合 清掃車・・・汚泥 脱着装置付きコンテナ専用車・・・木くず、がれき類 車検査の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものに限る。」と記載がある車両（土砂禁止車輛）については、「鉦さい」「がれき類」を運搬しないでください。また、土砂禁止車輛で「汚泥」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を運搬する場合には、過積載にならないものに限ります。運搬車両が土砂禁止車輛のみである場合には、事前に廃棄物対策課宛ご相談ください。 石綿含有産業廃棄物の収集運搬には、破碎及び飛散の恐れのある車両（塵芥車等）を用いないでください。 当該認定に係る産業廃棄物の収集運搬又は処分以外の処理を行う場合には、それらの処理と認定に係る産業廃棄物の区分して処理するために必要な措置を記載願います。
13	5. 環境保全措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 当該認定に係る産業廃棄物の処理に際して環境保全のために講ずる措置を記載してください。 取り扱う全ての廃棄物について、飛散防止対策を記載してください。 泥状・液状の廃棄物（「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」等）を運搬する場合には、流出防止対策を記載してください。 悪臭の恐れがある廃棄物（「汚泥」「動植物性残渣」「動物系固形不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」等）を運搬する場合には、悪臭防止対策を記載してください。 石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合は、他の物と混合するおそれのないように区分してください。

14	自動車検査証・船舶国籍証書及び船舶検査証明書の写真	<ul style="list-style-type: none"> 申請日において有効期間を経過していないものに限りです。 現在更新中の車両の場合は申請時にその旨を伝え、新たな車検証が届き次第、補正書類として提出してください。
15	運搬車両・運搬船舶の使用権原を有することを証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 14では使用権限を有していることが分からない場合（使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合。役員個人が使用者となっている場合も含まれます。）に添付してください。 運搬車両にあつては、賃貸借契約書、使用承諾書等を添付してください。 運搬船舶にあつては、裸傭船契約又は裸傭船契約に準じた傭船契約書を添付してください。ただし、後者を提出する場合、継続的や契約と解せる定期傭船契約書のみとし、かつ契約書内に於いて下記①～③の要件が満たされているものに限りです。 ① 船主は本船の船長及び乗務員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権を傭船者に譲渡し、船長及び乗務員は、傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の積替え及び海上運搬を行うこと。 ② 傭船者は、海上運搬に係る一切の責任を負うこと。 ③ 船主は傭船契約中、本契約以外の業務についての船の使用に応じない事。 いずれも、独占継続して使用できることが明記されているものに限りです。 賃貸借契約書につきましては、契約期間内のもの、または更新されて現在も有効であることがわかるものを添付してください。 契約者の名称が異なる場合、その理由を説明できる書類を添付願います。
16	運搬車両・運搬船舶・運搬容器等の写真	<ul style="list-style-type: none"> 1台につき2枚（正面及び真横から全体が移るように撮影したもの）添付してください。全景が確認できない写真については申請時に差替えを求めます。 車両についてはナンバーが確認できるものとします。<u>全姿でナンバーの確認が困難な場合は、ナンバーが明瞭に見える写真を別途添付してください。</u> 泥状、液状の廃棄物、悪臭の恐れのある廃棄物を収集運搬する場合は、収集運搬に適した車両（タンク車、荷台の開口部にパッキンが付いた水密仕様ダンプ車等）又は容器等（蓋付きドラム缶等、密閉できる構造であること）であることが分かる写真を添付してください。 脱着装置付コンテナ車については、コンテナを積載した状態の写真を提出してください。 トラクタ、セミトレーラー等については、各1台の写真を提出してください。 不正改造車両（木の枠を装着している車両など）は使用しないでください。 運搬容器は実物を撮影してください。（カタログや、インターネットに掲載されたものから流用した写真は認められません） データ印刷の場合、写真の背景は加工せず、そのまま添付してください。 同じ容器が複数ある場合はそのうちの1つを撮影してください。 蓋付き容器の写真については、蓋を容器から外すまたはずらし、一枚の写真に写るよう撮影してください。
17	主たる事務所の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> 本社（事務所）の見取図を記入してください。また、事務所付近で目印になるような施設等（駅、国道等）も記入してください。
18	駐車場の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場付近の見取図、駐車場内の配置図を記入してください。また、駐車場付近で目印になるような施設等（駅、国道等）も記入してください。
19	駐車場の土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の用地について所有権を有している場合添付してください。 法人の場合であつて、土地所有者が役員等の個人である場合には、20の提出が必要となります。 発行の日から3ヶ月以内の原本を添付してください。

20	駐車場の土地賃貸借契約書又は使用承諾書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の用地について所有権を有しない場合添付してください。 ・ 申請日において有効であることが確認できるものに限り、 例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等
21	施設の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の見取図を記載してください。また、施設付近で目印になるような施設（駅、国道等）も記載してください。 ※ 変更認定の場合は、施設を増設した場合のみ添付をお願いします。
22	各種図面・施設設置許可関係書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該認定に係る産業廃棄物の処分業に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書等をのほかに、産業廃棄物処理設置許可証の写し、指定処理施設設置届出書の写し、使用前検査結果通知書の写し、軽微変更届出の写し等を添付してください。
23	土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設の用地について、各筆のものを添付願います。 ・ 発行の日から3ヶ月以内の原本を添付してください。 ・ 変更認定の場合は、敷地面積が増加した場合のみ添付をお願いします。
24	土地の賃貸借契約書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23において土地の所有権を有していない場合は添付してください。 ・ 申請日において有効であることが確認できるものに限り、 例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等
25	処分後の産業廃棄物の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処分後に発生する産業廃棄物について、産業廃棄物の種類ごとに分けて処理方法を記入してください。 ・ 内容については、各書類と整合性の確認をお願いします。
26	特別管理産業廃棄物の性状分析を行う設備概要書等 (該当者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 認定の範囲に特別管理産業廃棄物の処理を含む場合に添付してください。 ・ 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類 ・ 受入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理・分析できる付帯設備を備えていることを証する書類（廃石綿等、感染性廃棄物を除く） ・ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が、性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類を添付してください。 ・ 廃 PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の処理を行う場合には、その取り扱いについて十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類を添付してください。
27	一体的経営の基準を満たす事の証明書 (該当者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 統括管理を行う立場にある事業者の議決権保有割合が100%でない場合に添付をお願いします 次の全てを証明できる書類である事 ① 他方の事業者の発行済株式、出資口数、または出資価額の3分の2以上を保有していること ② 他方の事業者に対して業務を執行する役員を出向させていること ③ かつて同一の事業者であり、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと
28	修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証に限り、 ※ 講習会の日程・申込み方法等については、(一社) 茨城県産業資源循環協会（TEL：029-301-7100）にお問い合わせください。 ・ 申請日において有効期間内であるものに限り、修了証の有効期間については、下記※3をご確認ください。更新許可申請の場合は、許可期限を踏まえて計画的に講習会を受講し、修了証をご用意いただくようお願いいたします。 ・ 登記上の役員（監査役（監査委員）を除く）、又は政令で定める使用人のものに限り、 ・ 新規認定を受けるにあたり、更新区分の修了証を添付する場合には、他の都道府県知事等から受けた認定証の写し、または該当する区分の産業廃棄物処理業の許可証の写しの添付を併せてお願いします。

29	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> 当該認定事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載してください。 新たに資金を必要としない場合は、その理由を記載してください。 (例：既に他県で事業を営んでおり、現在所有の運搬車両、処理施設を有している等)
30	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告に使用したもので直前3年の各事業年度のものを添付してください。 認定を受ける事業者全てに対して添付をお願いします 損益計算書に販売費及び一般管理費や原価報告書といった明細がある場合には、併せて添付してください。 添付された財務諸表が債務超過等の状態にある場合は、当該法人の経理的基礎を確認するため、<u>損失の理由及び改善計画・五年の収支計画書</u>を併せて提出してください。なお、詳細は下記※4を参照願います。 設立直後の法人であり、決算を迎えていない場合には、これらの書類の代わりに開始貸借対照表を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 債務超過の場合、その原因や今後の見通し等について申請時に直接お尋ねすることがありますので、事前に状況を把握されたうえで申請にお越しく下さい。
31	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書第1面と同じ印を押してください。
32	認定証の原本 (変更認定のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時にお預かりいたしますので、必ずお持ちいただくようお願いいたします。

- ※1 事前に必ず申請日時を予約して下さい。窓口は茨城県県民生活環境部産業廃棄物規制課になります。申請者は予約した日時にお越しください（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、郵送での申請をお願いする可能性もございます。）。
また、審査を経て受付を行う際、申請手数料が発生しますのでご持参願います。
新規認定に係る申請手数料は147,000円、認定内容の変更は134,000円です。

申請の時期によっては、予約が混み合う場合がございますので、できる限り早めに予約をしていただくようお願いいたします。

- ※2 認定申請の種類と、添付書類として認められる講習会の修了証との関係は、次のとおりです。
当該認定に係る処理を行う事業者が、その業務に対応する修了証の添付をお願いします。

特例認定の申請種類	該当する講習会の修了証		
	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規区分）の修了証 * 有効期間 5年	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規区分）の修了証 * 有効期間 5年	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新区分）の修了証 * 有効期間 2年
新規申請	○	○	△（※）
変更申請	○	○	○

- ※ 新規認定の申請をするにあたり、更新区分の修了証を添付する場合には、他の都道府県知事等から受けた特例認定証の写しまたは該当する区分の産業廃棄物処理業許可証の写しの添付をお願いし

ます。

※3 経理的基礎を確認するため書類の提出等を求める条件と書類の内容については以下のとおりです。

条 件	書類 (例)
○ 直前の決算期で債務超過の場合	・ 損失の理由及び改善計画書及び五カ年の収支計画書 (様式は任意としますが、標準的なものについては許可申請書20ページを参照) ※ 過去において損失が発生した理由、損失から利益に転換するための改善計画の詳細等を記入してください。
○ 以下の条件全てに該当する場合 ① 直前の決算期で自己資本比率が10%以下 ② 直前の決算期で当期純損失が発生 ③ 過去3年間の損益平均値が赤字	

債務超過：負債の総額が資産の総額を超える状態（貸借対照表の純資産の合計がマイナスの場合）

自己資本比率：貸借対照表の「純資産の合計」を「負債及び純資産の合計」で除し得た数値

損益平均値：当期純利益及び当期純損失の平均

※ 債務超過が多額であり、かつ、直前三年間の損益平均値が大幅な赤字である場合など、五カ年の収支計画書では経理的基礎を有していることが確認できない場合には、更なる追加書類を提出していただく場合があります。ご不明な点がある場合には、事前に廃棄物対策課までお問い合わせください。

※4 補正の指示を受けた書類については受付日から1ヵ月以内に提出するようお願いいたします。

※5 審査のうえ要件を満たした場合は認定となります。本県の標準的な処理期間は約90日間（土日祝日、年末年始を除く。）です。なお、この期間は適正な申請を前提にしており、形式上の不備等の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等を求めているから、申請者がその求めに回答するまでの期間は含みません。

※6 認定証送付用の封筒は本県で用意いたします（送料を含む。）。普通郵便による送付となりますので、簡易書留や速達のほか、レターパック等による送付をご希望の場合には、必要な料金分の切手を貼付した送付用の封筒を持参願います。

※7 上記に記載がないものであっても、担当職員が審査の過程で認定の判断に必要であると判断した場合などには、別途資料等の提出を求めることがあります。

その他申請時、持参された書類の内容等について担当者から質問をすることがありますので、申請には書類の作成者又は当該業務の担当者がお越しいただくようお願いいたします。それ以外の代理の方が申請される場合は、担当者に確認・連絡が取れる環境を整えた状態のうえでお越し願います。